

公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センター規程第10号

公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センター寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センター（以下「センター」という。）が受け入れる寄附金に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(受入基準)

第2条 センターは、寄附金が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄附金を受け入れることができないものとする。

- (1) 寄附金の受入れに際して、次に掲げる条件が付されているとき。
 - ア 寄附者に寄附の対価として何らかの利益又は便宜を供与すること。
 - イ 寄附後に寄附者が寄附の全部又は一部を取り消すことができること。
 - ウ 寄附された寄附金を寄附者に無償で譲渡又は使用させること。
- (2) 寄附金を受け入れることにより、センターの業務及び財政に負担若しくは支障が生じる、又は名誉を毀損すると認められるとき。
- (3) その他寄附金が定款第3条に定めるセンターの目的達成に資するものでないと判断される時。

(寄附金の種類)

第3条 センターが受け入れる寄附金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が公益目的事業と管理費に半額ずつ使用するよう用途を特定した寄附金
 - (2) 特定寄附金 寄附者が寄附の申し込みに当たり、あらかじめ用途を特定した寄附金
- 2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含む。

(寄附金の募集)

第4条 寄附金の募集に当たっては、次の事項を厳守する。

- (1) 粗野又は不快感を与えるような言動で寄附金の募集を行わないこと。
- (2) 寄附の目的及び用途について誤解を与えるような言動を行わないこと。
- (3) その他寄附者の利益を不当に害するような行為を行わないこと。

(受入手続)

第5条 センターに寄附をしようとするものは、口頭（電話等の通信手段及び電磁的方法によるものを含む。）又は書面によりその申し込みを行う。

- 2 センターは、前項の申し込みを受けたときは、第2条の基準に抵触しないことを確認して寄附金の受入れを行う。
- 3 寄附金の受入れを決定したときは、寄附者に対して、その旨を通知するとともに、寄附申込書、振込依頼書等寄附の受入れに必要な書類を徴収する。

(寄附金の取扱い)

第6条 一般寄附金については、少なくとも50%を公益目的事業費に充当するものとする。ただし、管理費に充当すべき金額について、管理費に充ててもなお残余があるときは、公益目的事業費に充当することができる。

2 特定寄附金については、その全額を寄附者の特定した用途に使用する。

(受領書の交付)

第7条 センターは、第3条の寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、センターの業務に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事長が理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団及び財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。